

鳥取市竹林整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市竹林整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させるため、竹林の適正管理を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日付第200800003510号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる費用の額から仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した額以内とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 竹林の伐採、片づけ、管理道・アクセス道開設 補助対象経費の額に別表の第4欄に掲げる補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額
- (2) 伐採竹の搬出 伐採した竹林の材積又は伐採竹の重量について別表の第4欄に掲げる単価により算定した額

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を除く前の別表第3欄に掲げる費用の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 事業箇所の追加
- (3) 本補助金の30%を超える減額

(完了届の時期等)

第10条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除

税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定仕入控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。この場合において、報告に当たっては、内訳資料その他参考となる資料を添付しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率又は単価	5 備考
竹林整備事業	森林所有者、森林組合、竹林整備事業実施要領（平成20年4月11日付け第200800003863号鳥取県農林水産部長通知）第4条第3号に規定する協定を市及び森林所有者と締結した県内に本店又は主たる事務所を有する者	<p>竹林の整備（抜き伐り、循環利用型皆伐、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出）に要する経費</p> <p>(1) 抜き伐り及び循環利用型皆伐 補助対象経費＝面積×標準単価とする。</p> <p>(2) 管理道及びアクセス道開設 補助対象経費は、鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け第201000193342号鳥取県農林水産部長通知。以下「作設指針」という。）に基づき積算された額とする。</p> <p>(3) 伐採竹の搬出 補助対象経費は、伐採竹を工場その他加工施設等竹林外へ搬出する経費とする。</p> <p>(4) 標準単価は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長が毎年度定める額とする。</p> <p>(5) 森林所有者以外の者が事業実施主体となる場合には、造林事業に係る間接費率を準用して標準単価に間接費を加算するものとし、加算後千円未満を切り捨てた額を標準単価とする。</p>	<p>(1) 第6条第1号の竹林の伐採、片づけ、管理道・アクセス道開設 補助率 8.5/10</p> <p>(2) 第6条第2号の伐採竹の搬出 単価 1,200円/m³ 又は1,000円/t</p>	<p>(1) 抜き伐りは、0.1ha 当たり300～500程度を残すこと。</p> <p>(2) 管理道は、路網密度200m/haを補助対象経費の上限とする。</p>

様式第2号（第11条関係）

年度鳥取市竹林整備事業費補助金仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

鳥取市長 様

所在地
名称
代表者

印

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定の
あった 年度鳥取市竹林整備事業費補助金について、仕入控除税額が
確定したので、鳥取市竹林整備事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 (年 月 日付 第 号による通知額)	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告 控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$	金	円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

年度竹林整備事業計画（報告）書

1 事業の目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

整理番号	事業実施主体	森林所有者氏名	竹林の位置			事業量 面積(ha) 延長(m)	整備内容			
			大字	字	番地		成立本数	径級(cm)	伐採本数	残本数
合計										

整理番号	事業費 (A)+(B)+(C) (円)	事業費の内訳(円)			備考
		県費 (A)	市費 (B)	その他 (C)	
合計					

- (1) 実施場所毎の調査表（別紙）、事業計画図（5千分の1程度）及び現況写真（全体と部分写真）
- (2) 実施場所を示した位置図（5万分の1程度）
- (3) その他必要資料

3 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
市補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
計				

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日